

## 村田町地元経済応援クーポン券配布事業取扱店募集要項

### 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な打撃を被った地域経済の活性化及び地域住民支援を目的として、町内の全世帯へ地元経済応援クーポンを配布する。

### 2. クーポン券の概要

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | クーポン券の名称 | 村田町地元経済応援クーポン券                          |
| 2 | 発行者      | 村田町                                     |
| 3 | クーポン額面   | 1枚500円×10枚セット(5,000円分)                  |
| 4 | 発行総数     | 41,000枚(10枚1セット、41,000セット)              |
| 5 | 配布対象者    | 5月1日基準日において村田町住民基本台帳に記載されている世帯に対し1セット配布 |
| 6 | クーポン有効期限 | 令和3年9月30日まで                             |

### 3. 取扱店資格要件

- ・町内に店舗等がある事業所。
- ・取り扱いに協力し拒まないこと。
- ・クーポン券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- ・町、商工会との適切な連携体制を構築すること。

### 4. 参加申込方法

募集要項を確認の上、参加店申込書に記載し、4月23日(金)まで(期限厳守)申し込みとする。

申込先 村田町商工会  
まちづくり振興課

TEL0224-83-2267  
TEL0224-83-2113

### 5. クーポン券の取扱

#### (1)クーポン券による割引の取り扱い

会計時(消費税及び地方消費税を含む)1,000円以上に対し、1,000円毎にクーポン券1枚につき500円を割引くもの。

- 例)お会計2,000円(税込み)⇒クーポン券2枚(1,000円)使用  
お会計4,500円(税込み)⇒クーポン券4枚(2,000円)使用

## (2)対象外取引

- ・不動産や金融商品
- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高いもの
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

## (3)換金及び協力金について

①クーポン券を受け取った際に、再流出を防止するため裏面に「店舗名称印」を捺印し、別添「村田町地元経済応援クーポン券事業協力金支給申請書兼請求書」に記載の上、指定の換金日(週1回)において商工会で換金手続きを行う。

②上記の内容で取引を行った事業者に対し、村田町より協力金が支給される。(クーポン1枚につき500円)協力金申請期限については令和3年10月31日までとする。

## 6. その他留意事項等

本要項に記載されていない事項及び不明な事項は、下記まで問い合わせください。

- ・クーポン券について

村田町役場まちづくり振興課 (担当:佐藤)

〒989-1392 村田町大字村田字迫6 TEL0224-83-2113 Fax0224-83-5740

- ・参加店舗申込について

村田町商工会 (担当:伊藤)

〒989-1305 村田町大字村田字西田51 TEL0224-83-2267 Fax0224-83-5870